

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

福 祉 基 盤 課

目 次

重点事項	頁
1 社会福祉法人制度改革について	1
2 (1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	5
(2)社会福祉施設等の被災状況の把握について	6
(3)社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について	6
(4)社会福祉施設等における津波対策について	7
(5)社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	7
(6)社会福祉施設等における長寿命化計画(個別施設計画)について	7
(7)福祉サービス第三者評価事業について	8
(8)社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について	8
3 独立行政法人福祉医療機構について	8

連絡事項	頁
第1 社会福祉法人制度改革について	
1 社会福祉法人制度改革について	9
2 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」について	17
3 その他	18
第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	
1 災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置について	21
2 社会福祉施設等の被災状況の把握について	22
3 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備及び給水設備の予算について	24
4 社会福祉施設等の耐震化の推進について	25
5 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について	26
6 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	27
7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	28
8 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について	29
9 社会福祉施設等におけるインフラ長寿命化計画(個別施設計画)について	29

第3	社会福祉施設等の運営等について	
1	福祉サービス第三者評価推進事業について	31
2	福祉サービスに関する苦情解決の取組について	32
第4	感染症の予防対策について	
1	今冬のインフルエンザ対策について	33
2	新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応	33
3	ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	34
4	社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について	36
第5	独立行政法人福祉医療機構について	
1	福祉貸付事業について	37
2	福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について	40
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	42
4	福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	43
5	社会福祉振興助成事業について	44

参考資料

1	経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について	45
2	令和元年度(12月1日時点)会計監査人設置状況調査	45
3	小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業	46
4	【新旧対照表】社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(通知)	47
5	地域における公益的な取組に関する委員会 報告書(概要)	48
6	社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度運用スケジュール(全体イメージ)	50
7	現況報告書等の集約結果について	51
8	社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書(概要)	52
9	社会福祉連携推進法人の創設(案)	52
10	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	53
11	都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況	54
12	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について(事務連絡)	55
13	第三者評価の受審数等の状況	58
14	都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	61

重 点 事 项

1. 社会福祉法人制度改革について①

(1) 現状・課題

- 平成28年の社会福祉法の改正(※)もあり、社会福祉法人の公益性・非営利を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められている。
((※)「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年3月31日公布・平成29年4月1日施行))
- 本制度改革からまもなく4年が経過する中、制度の定着を図るとともに、改正法の附則(検討規定)を踏まえ、施行の状況等を把握する必要がある。

(2) 依頼事項①

- 評議員の経過措置期間が満了となる本年3月末までの間に経過措置を適用している全ての法人が評議員を確保できるよう、引き続き、法人に対して支援いただきたい。
- 社会福祉充実残額について、令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。
※令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正を行った上で、建設工事費デフレーター値を更新するなどの変更を行う予定である。
また、令和元年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いしたい。

1. 社会福祉法人制度改革について②

(2) 依頼事項②

- 「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人に、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されているところである。
社会福祉法人の責務である、「地域における公益的な取組」の実施を推進していただきたい。自治体からも地域のニーズを社会福祉法人に情報提供していただきたい。その際、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用をさらに促進していただきたい。
(例) 種別を超えた相談支援 災害対応 人材確保
また、「地域における公益的な取組」を実践している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。
- 「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を5月又は6月頃に予定しているので、研修会への関係職員の派遣について格段の配慮をお願いしたい。
- 会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、実施していただくこととしているが、例年、これらの支援に該当しない内容について、誤って記載する法人も多いことから、現況報告書への適切な記載について、指導されたい。
- 電子開示システムについて、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」も適宜御確認いただき、本システムによる届出の推進に対して来年度も引き続き、御理解、御協力をお願いしたい。
- 社会福祉法人への寄附については、税制優遇が認められているところであり、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いしたい。
- 今般、「社会福祉連携推進法人」の創設等を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出する予定であり、今後の動向にご留意いただきたい。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の取組状況等について

<制度改革の主な内容>

<取組の状況>

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置 等

- 経過措置期間満了(令和2年3月31日)までの評議員の確保に向けた支援策等の周知
- 会計監査人の設置については、収益30億円/負債60億円超の387法人において設置済み(令和元年12月調査時点)

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記 等

- 電子開示システム等を通じ、計算書類等の公表等を推進
- 20,713法人(99.2%(登録法人数:20,883法人に対する割合))が電子開示システム等を通じた届出を行っている(令和元年度11月末時点)

3. 財務規律の強化

- 社会福祉充実財産の計画
- 社会福祉充実計画の策定 等

- 社会福祉充実計画策定状況等調査により、社会福祉充実計画の策定状況等について把握
- 2,192法人(約11%)で策定され、充実財産の総額は約4,939億円(平成30年度調査時点 ※令和元年度調査は現在集計中)

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 責務規定の法定化と取組の普及

- 地域における公益的な取組に関する実践事例の収集・分析等を行い、現場への周知等を実施(平成30年度)
- 引き続き、取組状況に関する実態把握等により、地域における公益的な取組の更なる推進を図る

5. 行政の関与の在り方

- 法人監査のルールの特化(ガイドラインの策定・公表と、継続的な見直し) 等

- 指導監査要綱等について、昨年6月に、東京で説明会を開催(毎年開催)
- 現場の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、所轄庁等から意見を聴取し、改善を図る

経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について

【調査対象と有効回答数】

(調査対象)平成31年4月1日時点評議員6人以下法人
(有効回答)4,466法人/4,800 法人(93.0%)

①令和元年12月1日時点で評議員6人以下の法人4,374法人の評議員確保に向けた状況等についてとりまとめた

有効回答の中には、「経過措置の対象となっていない法人(92法人)」が含まれていたため、これをのぞいている。

②評議員確保に向けた計画について

評議員の選任完了時期(予定)		
1. 既に選任済み	472	10.8%
2. ~令和元年12月	87	2.0%
3. 令和2年1月~令和2年3月	3,667	83.8%
4. 令和2年4月以降	148	3.4%

経過措置満了時まで選任を完了する法人は **96.6%**

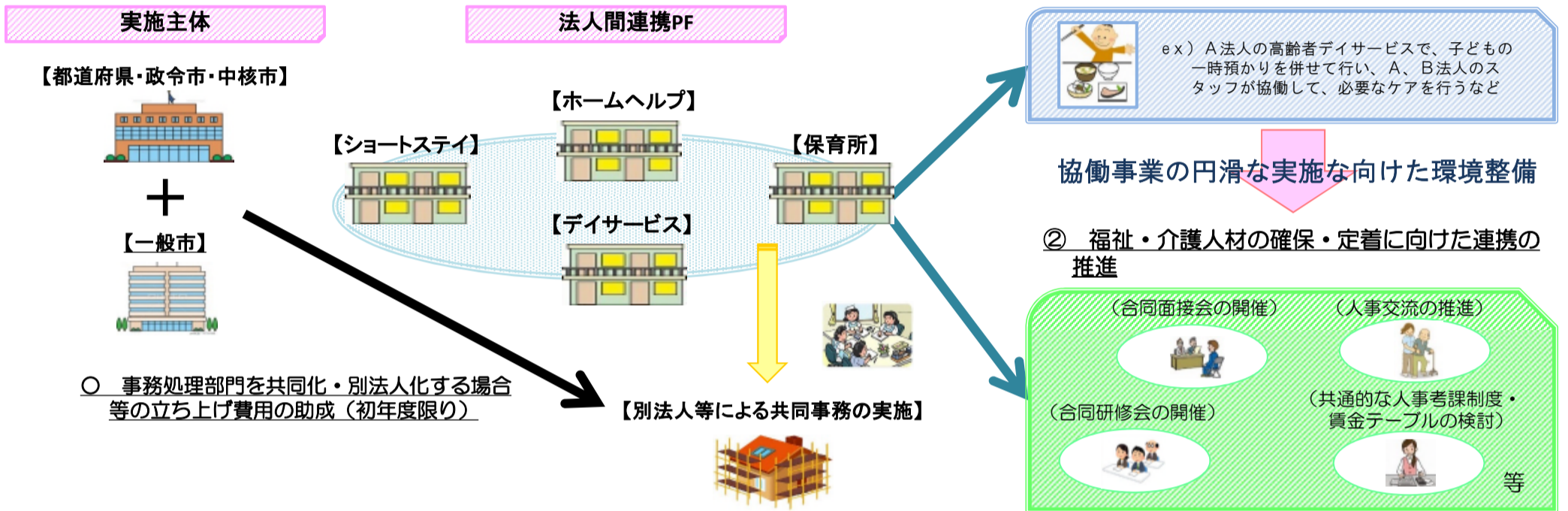
「4.令和2年4月以降」としている148法人のうち、
・解散等により選任不要:3法人
・令和2年4月1日で選任:8法人
・令和2年定時評議員会で選任:20法人
・選定中、選任完了時期が未定:117法人
となっている。

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」

【要旨】 〔令和2年度予算額(案)：1,228,180千円（1,228,180千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、令和元年度予算においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度 運用スケジュール（全体イメージ）

区分	2020年																																					
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月							
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下					
社会福祉法人										入力シートのダウンロード(4月1日～)																												
										入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月30日)																												
所轄庁										法人基本情報の更新及び確定(1月20日～2月28日)			事務処理用メールアドレスの更新(1月20日～2月28日)			計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(2月中旬)			入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月31日)																			
都道府県										事務処理用メールアドレスの更新(1月20日～2月28日)			計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(2月中旬)			入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月30日)																						
福祉医療機構										データ更新等～3月31日			集約結果の公表(2月中を予定)			現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～10月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]																						

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合の寄附金控除制度について

1. 寄附金控除の取扱い

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合、所得控除と税額控除（2. の要件を満たす法人に限る）のいずれかを選択適用することが可能。

<所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円
を**所得から控除**

または

<税額控除の場合>

（寄附金額 - 2千円）× 40%
を**所得税額から控除**（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用

2. 税額控除の対象となるための要件

税額控除の対象の法人となるには、以下の要件を満たして、所轄庁の証明を受ける事が必要。

要件1

認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サービス・テストと同等の要件

- ・寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上（※）又は
- ・総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上

および

要件2

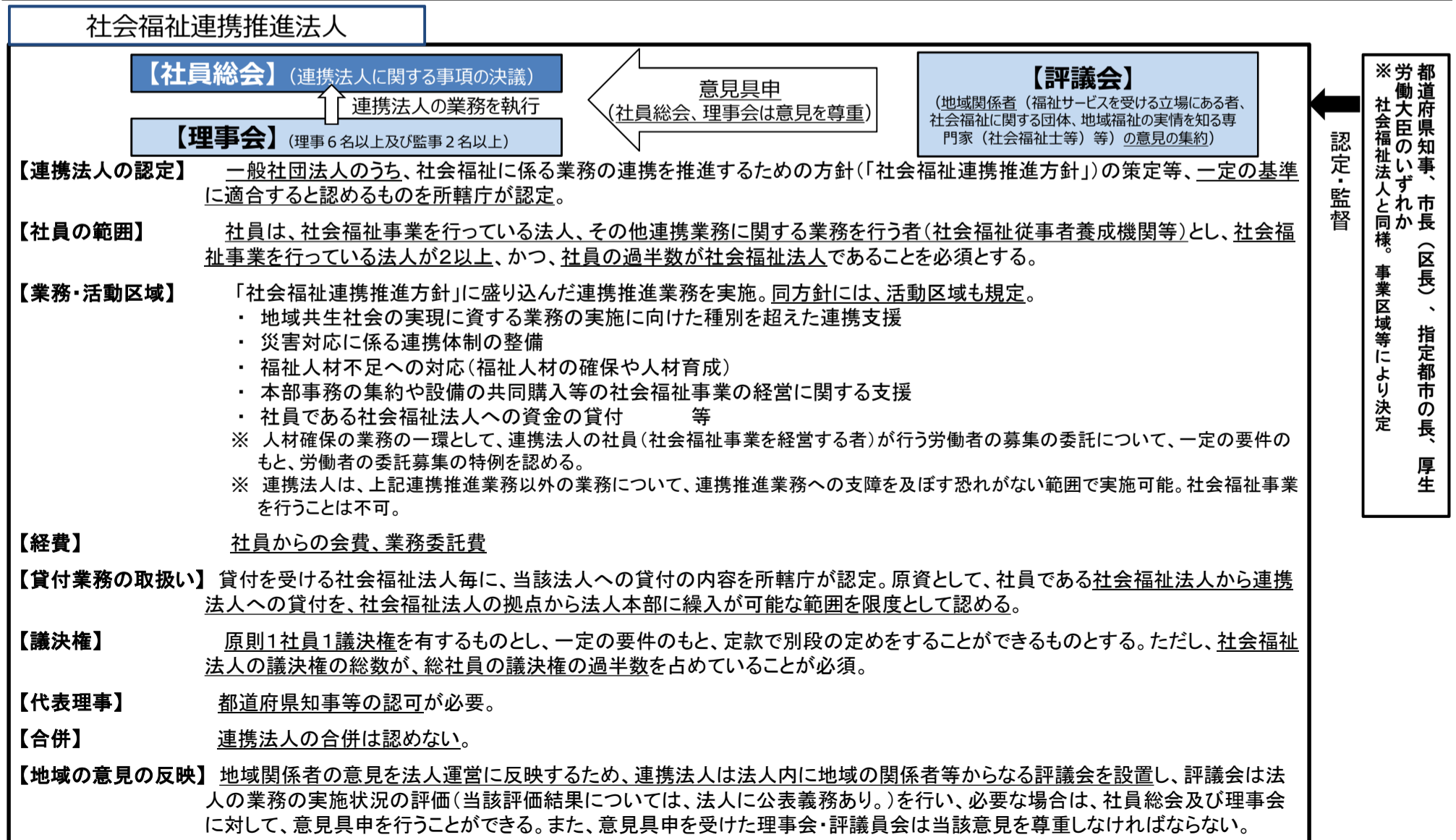
認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

- ・事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等

（※）一定の要件を満たす場合にあっては、租税措置法施行令に規定する算定式に基づき緩和（最大10人以上にまで緩和。）

社会福祉連携推進法人の創設(案)

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」等に加え、社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。



2. (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

(1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークの構築は37都府県、災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置は26府県(活動実績があるのは12府県)に留まっている。

(2) 令和2年度の取組

- 「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の活用等を通じて、全ての都道府県において、災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置を目指す。

(3) 依頼事項

- 全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置に向け、未構築等の都道府県におかれては、令和2年度中の取組をお願いしたい。なお、令和2年度予算案で拡充した「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の積極的な活用も併せてお願いする。

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは37都府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは26府県(うち活動実績があるのは12府県)

※ 「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)		石川県	○		岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	○
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	◎	滋賀県	○	年度内設置予定	佐賀県	来年度構築予定	来年度設置予定
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	○	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○		島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験がある。

2. (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

(1) 現状・課題

- 大規模災害が多発する中、社会福祉施設等の被災状況をより迅速に把握することが強く求められている。そのために平時における準備を十分に行う必要がある。

(2) 令和2年度の取組

- 大規模災害の発生に備え、平時の段階から社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握できる体制の構築を推進する。

(3) 依頼事項

- 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握・報告は可及的速やかに行われるよう、体制も含めて再点検願いたい。
- 被災状況の把握に当たっては、停電等により連絡手段が途絶される場合に備え、携帯電話の把握、職員巡回による確認など、情報伝達の方法を施設側等とあらかじめ整理いただきたい。(施設リストの更新を依頼する予定(提出期限:令和2年4月末))
- 令和元年度補正予算において、災害時の社会福祉施設等の被災情報等を迅速に把握・共有するシステムを構築する予算を計上し、今後、システムを構築する予定。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中である。

2. (3) 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について

(1) 現状・課題

- 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)では、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(学校、医療施設、社会福祉施設等)の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。
- 土砂災害防止法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な13,741施設のうち36.1%(4,958施設)でしか計画が作成されていない。(平成31年3月31日時点)
- 水防法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な67,901施設のうち35.7%(24,234施設)でしか計画が作成されていない。(平成31年3月31日時点)

※避難確保計画の作成状況は以下の国土交通省のホームページを参照。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>

(2) 依頼事項

- 各都道府県等におかれては、砂防部局や市町村と連携して、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(平成29年6月厚生労働省・国土交通省)」を参考に、計画未作成施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただき、全ての社会福祉施設等において避難確保計画が作成されるようにされたい。

2. (4) 社会福祉施設等における津波対策について

(1) 現状・課題

- 津波防災地域づくり法に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

(2) 依頼事項

- 「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について(周知及び指導・助言依頼)」(令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)も参考に、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いする。

2. (5) 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について

(1) 現状・課題

- 災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要。
- このため、災害等社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」(BCP)を策定することが有効であると考えられるが、特定分野における事業継続に関する実態調査(平成25年8月内閣府防災担当)によれば、福祉施設におけるBCPの策定率は4.5%と低調。

(2) 依頼事項

- 今年度、厚生労働省の社会福祉推進事業において、「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」を実施しており、BCPの策定状況等の実態調査とともに、調査研究の成果としてBCPの作成様式を提供する予定であるので、これも活用し、社会福祉施設等のBCPの策定を促していただきたい。

2. (6) 社会福祉施設等における長寿命化計画(個別施設計画)について

(1) 現状・課題

- 厚生労働省では、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」(平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」(以下「個別施設計画」という。)の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを目標として掲げている。
- 一方、公立の社会福祉施設等の個別施設計画については、平成31年3月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にある。

(2) 依頼事項

- 厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引(「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」について(令和元年12月27日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知))を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。
- その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

2. (7) 福祉サービス第三者評価事業について

(1) 現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているが、都道府県別の受審件数にはバラツキが見られる。

(2) 依頼事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**

2. (8) 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

(1) 現状・課題

- 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、風邪や季節性インフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を絶つことが重要。

(2) 依頼事項

- 厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関するQ&Aをはじめ、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安、啓発資料、厚生労働省から発出した通知などを随時更新し掲載しているため、こちらで**最新の情報を入手するよう努めていただきたい。**

(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. 独立行政法人福祉医療機構について

(1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

(2) 令和2年度の取組

- 令和2年度予算(案)においては、「経済政策運営と改革の基本方針2019」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資(災害復旧に向けた融資も含む)等を実施する予定。

《貸付条件の改善内容》

- ① 新規事項
 - ・ **自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設(防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充)** (令和元年度補正予算にて対応)
▽自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を95%(施設本体を含む)とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子
 - ・ **老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充**
▽特別養護老人ホーム(定員30人以上の施設に限る。)、介護老人保健施設及び介護医療院については、貸付利率を基準金利と同率
 - ・ **まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充**
▽都道府県・市町村において策定した地域再生計画(生涯活躍のまち形成事業)に示された地域に整備する融資対象施設については、融資率等を優遇(融資率:90%、償還期間(据置期間):30年以内(3年以内))
 - ・ **日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設**
▽社会福祉法人のほか、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人を融資対象とする
 - ・ **児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充**
▽児童養護施設、乳児院(小規模かつ地域分散化を図るための整備に限る。)については、融資率等を優遇(融資率:90%、償還期間(据置期間):30年以内(3年以内))
- ② 継続事項
 - ・ **アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置**
▽優遇期間を令和2年度まで延長(融資率:75~80%、貸付利率:基準金利~基準金利+0.1%)

(3) 依頼事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

連 絡 事 項

第 1 社会福祉法人制度改革について

1 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において以下の（１）～（８）に関して、必要な取組を進めていただきたい。

（１）令和元年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置により、令和 2 年 3 月末までの間、4 名以上としてきたところである。所轄庁においては、令和元年 6 月 13 日事務連絡「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置が適用されて

いる小規模法人における評議員確保に向けた取組について」により、各地域の社会福祉協議会と連携して経過措置適用法人からの相談に応じる等、評議員の確保に向けた支援を行っていただいていることに対し、感謝申し上げます。

一方で、参考資料1のとおり、調査対象で回答のあった法人のうち4,226法人（96.6%）が評議員の選任を完了する時期を3月末までとしている一方、148法人（3.4%）が4月以降と報告されている。

については、本年3月末の経過措置期間の満了までの間に経過措置を適用している全ての法人が評議員を確保できるよう、引き続き、法人に対して支援いただくともに、経過措置期間の満了までの間に評議員を確保できなかった法人に対する適切な指導をお願いする。

（2）会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

令和元年度においては、参考資料2のとおり、特定社会福祉法人については387法人、会計監査人の設置義務のない法人については113法人が設置済みとなっている（令和元年12月1日調査時点）。

なお、会計監査人の設置による効果や導入する場合の課題等について、

- ① 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人
 - ② 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- を対象とした調査を実施しており、平成31年4月に調査結果の概要を、令和元年8月に調査結果の全体を周知しているので、必要に応じ、御参照いただきたい。

（3）「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」の実施

令和2年度予算（案）において、「小規模法人の財務会計に関する事務

処理体制強化研修事業」(予算額(案):6,740千円)として、小規模法人における経理事務処理体制等の強化を図るため、小規模法人の担当者等を対象に研修を実施することとしている。(参考資料3)

研修の日程や内容等の詳細は今後検討の上、お知らせする予定であるので、御了知の上、管内の市区及び法人等に対する周知に御協力をお願いしたい。

(4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

令和元年度における計画策定状況等について現在集計中であり、追ってお知らせするので御了知いただきたい。

令和2年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、令和2年6月30日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、令和元年度決算の見込みを踏まえつつ、令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

※ 令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正を行った上で、建設工事費デフレーター¹の値を更新するなどの変更を行う予定である。

併せて、令和元年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

一方、社会福祉充実計画の効果や課題を把握することを目的として、昨年実施した調査において、

- ① 少なくとも 72 法人において、「サービス向上に当たらない既存建物の修繕等に社会福祉充実残額を充当していると思われる社会福祉充実計画」があること
 - ② 社会福祉充実残額の規模が大きい法人ほど充実残額が減少していない傾向にあること
- が判明した。

これを受けて、厚生労働省では、以下のとおりの取組を行ってきたところである。

①について、令和元年 12 月 20 日事務連絡「社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実財産の使途に係る指導等について（依頼）」により、該当法人の所轄庁において、訪問等により実態把握を行っていただいたところ、上記に該当する不適切な計画となっていた法人が、令和 2 年 1 月末時点で 12 法人見受けられた。

該当法人の所轄庁においては、適切な計画となるよう、当該法人に対し、社会福祉充実計画の変更等を指導していただくようお願いする。

また、社会福祉充実残額の使途の適正化を徹底するため、「社会福祉法第 55 条の 2 に規定に基づく、社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の一部改正を予定しており（参考資料 4）、年度内に発出する予定であるので、御了知願いたい。

②について、令和元年 12 月 20 日事務連絡「社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実財産の使途に係る実態調査について（依頼）」により、充実残額が 5 億円を超える 237 法人に対し、該当法人の所轄庁（20 億円を

超える 24 法人においては福祉基盤課職員も同行) において、「充実財産未充当額がある法人や計画期間が 5 年を超える法人について、その合理的理由」や「地域公益事業を実施していない場合の理由」等をヒアリングしていただき、現在、結果の取りまとめを行っているところである。

今後、取りまとめ結果を踏まえ、社会福祉充実計画をより適正に運用するために必要な方策を検討していくこととしているので、御了知願いたい。

(5) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) によりお示しをしているところである。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」(地域における公益的な取組に関する委員会) において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。(参考資料 5)

所轄庁におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、法人が積極的に「地域における公益的な取組」を実施するよう、取組の促進をお願いしたい。

また、「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されるため、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。

(6) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、「社会福祉法人指導監査実施要綱等に関するアンケート調査について（依頼）」

（令和元年12月25日付け社会・援護局福祉基盤課事務連絡）でお伝えしたように、今般、当該通知の改正に向けた検討を行うための意見を聴取させていただいているところであり、御協力をお願いしたい。

今後とも、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、来年度においても、今年度に引き続き、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を5月又は6月頃に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。

(7) 会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

- ① 将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受けける支援
- ② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」
- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受けける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各所轄庁におかれては、管内の法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

なお、これらの実施状況については、現況報告書に記載することとしているが、例年、これらの支援に該当しない内容について、誤って記載する法人も多いことから、現況報告書への適切な記載について、指導されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

(8) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成29年4月1日に施行された法第59条の2第5項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、平成29年6月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、令和元年11月30日現在で、20,883法人が登録し、そのうち、20,713法人（99.2%）が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度（98.6%）よりも本システムの活用が進んでおり、本システムによる届出の推進に対して御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各所轄庁、各法人に対して既に別途連絡しているが、現段階では、4月1日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定である。併せて、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」も適宜御確認いただき御対応いただきたい。（参考資料6）

また、現況報告書等の提出期限である6月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていただきたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらの活用をお願いします。

今後、参考資料7のように、令和元年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果を電子開示システムにおいて掲載するので参考とされたい。また、各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容をCSVデータでダウンロードすることができる機能も用意しているので、併せて法人運営の分析等に活用されたい。

電子開示システムについては、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図りつつ、国民にインターネット等を通じて、国民がアクセスのしやすい形で、迅速に情報提供できるようにするといった趣旨であることを踏まえ、電子開示システムによる届出の推進や、国民に正確な情

報開示を行う観点から届出内容の確認等について、引き続き御協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

2 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」について

今後の人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化の中で、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。こうした現状に対し、社会福祉法人が、今後も、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、高まる地域の期待や役割等に応じていくためには、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働化が進められる環境整備が重要である。

こうしたことから、平成 31 年 4 月から、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開催し、同年 12 月 13 日に報告書を公表した。報告書では、社会福祉法人の連携・協働化を推進する手法として、

- ① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携
- ② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設
- ③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備が挙げられた。(参考資料 8)

報告書で指摘された内容を踏まえ、「社会福祉連携推進法人」の創設(参考資料 9)など、所要の法的措置に向けた作業を進めるとともに、以下の(1)～(3)に関して取組を進めることとしているので、適切な対応をお願いしたい。

(1) 希望する法人向けの合併等ガイドラインの策定

社会福祉法人の数は約 2 万法人であるのに対し、合併認可件数は、年間 10～20 件程度で推移している。所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の事例の収集等を行うなど、これらを希望する法人向けのガイドラインの策定を進めており、策定が完了次第、周知することとしているので、御了知願いたい。

(2) 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（令和2年度予算額（案）：1,228,180千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度に創設し、令和元年度において、実施主体に一般市区を追加するなどの事業の拡充を図ったところであるが、令和2年度においても、これを継続することとしている。（参考資料10）

各自治体におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業の一層積極的な活用をお願いします。

(3) 「社会福祉法人会計基準」について

「社会福祉法人会計基準検討会」において、法人の組織再編に関する会計処理等について検討を行っており、検討状況等を踏まえ、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）等の一部改正を予定しているため、御承知置きいただきたい。

3 その他

(1) 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額30万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の1/5以上等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html) を参照のこと。)

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても願います。

なお、休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施する法人については、令和2年度税制改正の大綱に基づき、一部要件が改正される予定である。

<参考> 令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）抄

一 個人所得課税

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

(1) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

③ いわゆるパブリック・サポート・テスト要件について、総収入金額及び受け入れた寄附金の額の総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額を除外する。

④ その他所要の措置を講ずる。

(2) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、昨年に審査団による訪日審査が実施され、今年の夏頃に審査報告書が公表される予定である。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

また、海外事業は、マネーロンダリング・テロ資金供与といった観点から危険度の高い取引が行われる可能性が高まることを踏まえ、海外事業を行う法人の指導監査においては、その内容や実態を把握していただきたい。

第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

1 災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置について

災害福祉支援ネットワークについては、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、令和2年1月末現在、37都府県においてネットワークが構築、DWA Tの設置は26府県に留まっている。（参考資料11）

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。

令和元年台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チーム（DWA T）が、長野県においては、長野県の要請を受けた群馬県のDWA Tが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げたところである。

今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、今般の群馬県のような都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

厚生労働省においては、全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、

「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築やチームの構成員に対する訓練等の経費について補助を行っており、令和2年度予算（案）では、広域的な連携体制や保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築等も行う場合には、補助上限額を倍以上に引き上げ（150万円→325万円）しており、災害時の福祉支援体制の整備を推進していくこととしている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行

われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組を令和2年度中には完了していただくようお願いする。また、今年度から実施している「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託）には全都道府県が参加いただいているが、研修の成果を災害派遣福祉チームの組成・派遣に役立てていただきたい。また、令和2年度も研修会を実施する予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
 - ※次の（1）及び（3）の事業それぞれ上限150万円。
 - 次の（1）の実施に併せて（2）のいずれかの事業を実施する場合、上限325万円
- 事業内容：
 - （1）基本事業
 - ① ネットワーク事務局の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - （2）連携体制充実事業
 - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
 - ② 受援体制の検討・構築
 - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
 - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
 - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
 - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
 - （3）体制強化事業（1回限り）
 - ① 災害派遣福祉チームの派遣調整、指揮命令等を行うネットワーク本部の検討・構築
 - ② 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）に基づき、都道府県、

指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。都道府県等におかれては、必要な支援を迅速に行うためには、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。さらに、社会福祉施設等で停電が発生した場合には、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、昨年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末）であるので、期限までの提出をお願いしたい。

また、災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築することとし、令和元年度補正予算において3.5億円を計上しているところであり、今後、国においてシステムを構築する予定である。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中であるので、あらかじめ御承知いただきたい。

(参考2)

(社会福祉施設等の災害時情報共有システムの整備)

令和元年度補正予算 3.5億円

災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

3 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備及び給水設備の予算について

昨年、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、第19号、第21号など、広域かつ甚大な被害をもたらした多くの豪雨災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、停電・断水により、ライフラインが長期間にわたって途絶するなどのインフラの毀損による二次被害が生じた。

このような社会福祉施設等に関するインフラ対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算において、所要の財源を確保しているところである。

また、令和元年度補正予算では、災害時の拠点等（福祉避難所）となる社会福祉施設（入所施設）に対して、新たに停電・断水に対応できる非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援するため所要の財源を確保したところである。さらに、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資を引き続き実施するとともに、非常用自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る融資条件の優遇措置（減災・防災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）を令和元年度補正予算において新たに実施することとしている。各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考3)

(社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等)

令和元年度補正予算 95億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、要配慮者の入所する高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等を推進する。

(参考4) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設 (入所)
融資率	(通常) 70～80% → (耐震化・スプリンクラー等) 95% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 基準金利同率 (措置期間中無利子) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

<新規事項>

○ 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設 (防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充) (令和元年度補正予算 (案) にて対応)

* 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を95% (施設本体を含む) とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子

4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果 (厚生労働省ホームページ:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照) によれば、平成29年3月時点の耐震化率は90.3% (20.0万棟/22.2万棟) であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、令和元年度末時点について調査する予定であるので、引き続き御協力をお願いする予定である。また、平成31年3月末時点の耐震化状況については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表を行う予定である。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率について、2020年度までに約95%まで向上させることを達成目標としている。

5 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について

（1）土砂災害対策

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付関係省庁担当課長通知※）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところであるが、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成29年5月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所

に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等適切な対応をお願いします。

※ 平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知

（２）津波対策

津波対策については、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第 54 条第 4 項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年 6 月 17 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にしながら、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いします。

6 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断さ

れ、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点から、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（BCP）を策定することが有効であると考えられるが、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によれば、福祉施設におけるBCPの策定率は4.5%と低調になっていることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定について、勧奨をお願いしたい。

BCPの策定に当たっては、北海道胆振東部地震による大規模停電等を踏まえ発出した「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知）における点検項目なども参照していただきたい。（参考資料12）

また、現在、厚生労働省の社会福祉推進事業において、「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」を実施しており、BCPの策定状況等の実態調査とともに、調査研究の成果としてBCPの様式を今後提供する予定であるので、これも活用し、社会福祉施設等のBCPの策定を促していただきたい。

7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成28年12月1日時点）については、平成30年3月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

※ 平成30年12月1日時点のアスベスト使用実態調査の公表については、結果がとりまとめり次第公表する予定である。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引

き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

(参考5) 独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

8 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について

社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用について配慮をいただきたい。

また、木材利用の積極的活用を図るものを社会福祉施設等施設整備補助金等では優先的に採択することとしているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの活用について改めて周知していただくよう御協力いただきたい。

9 社会福祉施設等におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されたところである。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを目標として掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の個別施設計画については、平成 31 年 3 月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知））を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど一部改正を行っている。また、内容評価基準については、平成30年9月に新たに救護施設に係る基準を制定している。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただきたい。

さらに、令和元年度から認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について引き続き遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。

なお、今年度中に、「保育所における第三者評価の実施について」、「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」、「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」は、保育所保育指針の改定内容や平成30年3月に改正した共通評価基準の内容が一部反映されていないことから一部改正を行う予定であるので御承知おきいただきたい。（参考資料13）

《参照通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「保育所における第三者評価の実施について」
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」
(平成 30 年 3 月 26 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」
(平成 30 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「救護施設における第三者評価の実施について」
(平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和 2 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする。（参考資料 14）

第4 感染症の予防対策について

1 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和元年12月23日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

2 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考6)

○厚生労働省ホームページ

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html

- ・令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和元年度インフルエンザQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html

○国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考7)

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和元年12月19日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：平成30年5月31日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

4 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を絶つことが重要である。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P.4（感染経路の遮断）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.8（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> 等を活用し、社会福祉施設等での感染対策に努めていただくよう、周知徹底をお願いする。

なお、以下の厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する Q&Aをはじめ、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安、啓発資料、厚生労働省から発出した通知などを随時更新し掲載しているので、こちらで最新の情報を入手するよう御留意いただきたい。

(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続き御協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

（1）令和2年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和2年度予算（案）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定（下記参照）であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



《貸付条件の改善内容》

① 新規事項

- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算にて対応）

- ・ 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を 95%（施設本体を含む）とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子
- 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上の施設に限る。）、介護老人保健施設及び介護医療院については、貸付利率を基準金利と同率
- まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））
- 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設
 - ・ 社会福祉法人のほか、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人を融資対象とする
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 児童養護施設、乳児院（小規模かつ地域分散化を図るための整備に限る。）については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））

② 継続事項

- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・ 優遇期間を令和 2 年度まで延長（融資率：75～80%、貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%）

（2）協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成 20 年度から設けているところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長

に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和2年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。



各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・ 機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組も実施しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） (https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/)

（参考）機構の経営サポート事業の概要（令和元年度実績・見込み）

1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】（機構のホームページに掲載）

- ・ 平成 30 年度福祉・医療施設の建設費について
- ・ 平成 29 年度通所介護事業所の経営状況に関するリサーチレポート
- ・ 平成 29 年度就労系障害福祉サービスの経営状況に関するリサーチレポート
- ・ 平成 29 年度生活介護（障害福祉サービス）の経営状況について
- ・ 平成 29 年度児童系障害福祉サービスの経営状況について
- ・ 平成 30 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
- ・ 2019 年度介護報酬改定-介護職員等特定処遇改善加算アンケート結果について

- ・ 2019 年度「特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」の結果について
 - ・ 2018 年度特別養護老人ホームの経営状況について
 - ・ 2018 年度医療法人の経営状況について
 - ・ 2018 年度病院の経営状況について
 - ・ 2018 年度介護老人保健施設の経営状況について
 - ・ 2018 年度社会福祉法人の経営状況について など
- ・ 社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的（四半期に 1 度）に公表。病院および医療法人の現場の経営実感を定期的（四半期に 1 度）に調査する「病院経営動向調査」を開始。
 - ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」「保育所・認定こども園」「病院」「介護老人保健施設」「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」の 13 施設・事業、「法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人）」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。ホームページにダイジェスト版を掲載。
 - ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の 2 ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載。

3. コンサルティング業務

① 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がりを提示。

② 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・ 社会福祉法人に係る雇用管理の適正化（就業規則・給与規程の統合）支援

・ 社会福祉法人に係る増収戦略立案支援

など

③ 人事給与分析プログラム

・ 機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

④ ガバナンス診断プログラム

・ 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 令和2年度予算(案)

274.4 億円(国庫補助額)

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業(以下「退職手当共済事業」という。)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和元年度分に係る補助金の交付が完了していない道県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和2年度における共済契約者1人当たりの補助単価(都道府県単位金額)については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。



(3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているところである。

令和2年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については令和2年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが現時点においては令和元年度と同額（44,500円）を予定している。

(4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

また、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。

4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NET事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり、活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)



(参考) WAM NET掲載の主なコンテンツ

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム
- ・ 介護保険最新情報
- ・ イベント・セミナー情報
- ・ 福祉サービス第三者評価情報

5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

平成29年度から、助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」と連動した内容に組み替えており、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。



助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー [[https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJosei Lib/](https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/)]）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のNPOリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に相談にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。

参 考 资 料

参考資料 1 経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について

【調査対象と有効回答数】

(調査対象)平成31年4月1日時点評議員6人以下法人
(有効回答)4,466法人/4,800 法人(93.0%)

①令和元年12月1日時点で評議員6人以下の法人**4,374法人**の評議員確保に向けた状況等についてとりまとめた

有効回答の中には、「経過措置の対象となっていない法人(92法人)」が含まれていたため、これをのぞいている。

②評議員確保に向けた計画について

評議員の選任完了時期(予定)		
1. 既に選任済み	472	10.8%
2. ~令和元年12月	87	2.0%
3. 令和2年1月~令和2年3月	3,667	83.8%
4. 令和2年4月以降	148	3.4%

経過措置満了時まで選任を完了する法人は **96.6%**

「4. 令和2年4月以降」としている148法人のうち、
 ・解散等により選任不要:3法人
 ・令和2年4月1日で選任:8法人
 ・令和2年定時評議員会で選任:**20法人**
 ・**選定中、選任完了時期が未定:117法人**となっている。

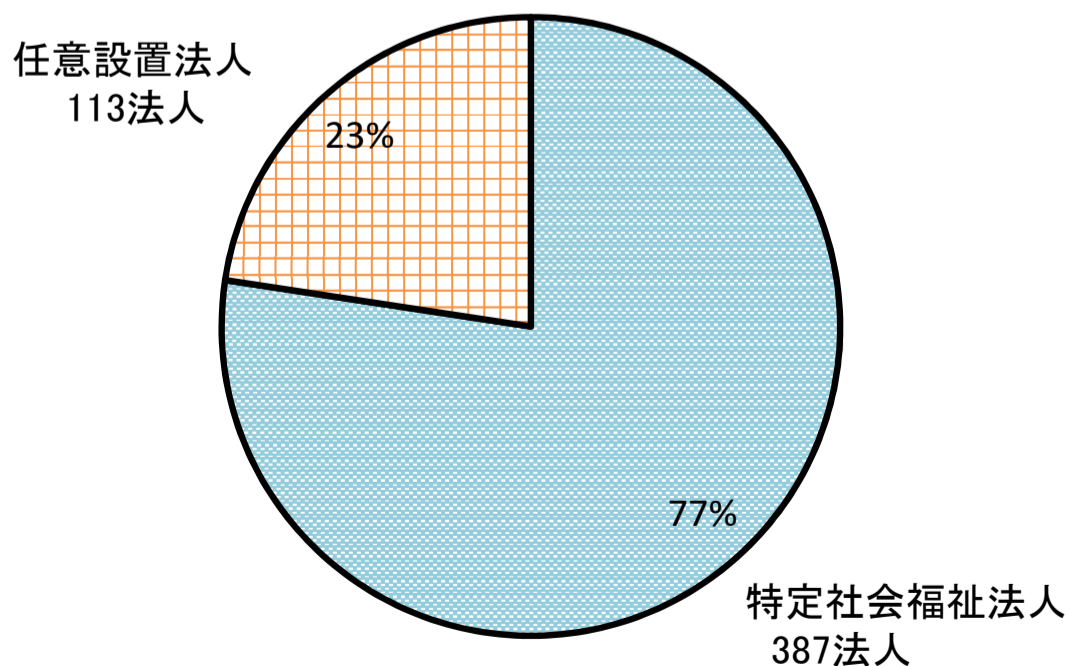
参考資料 2

令和元年度(12月1日時点) 会計監査人設置状況調査(1/2)

会計監査人設置法人数割合(令和元年度)

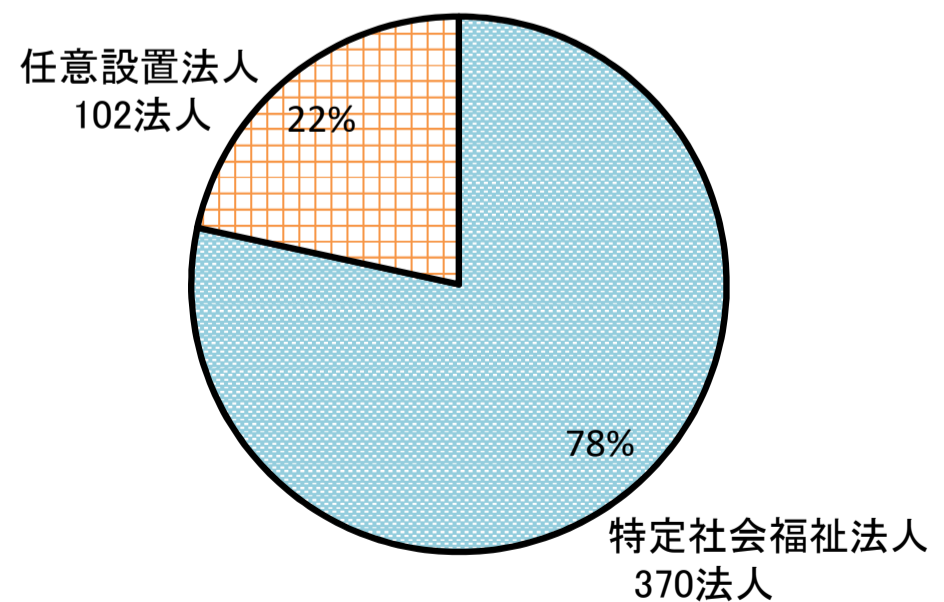
500法人/20,912法人

※法人総数は平成30年度末現在(福祉行政報告例)



参考:昨年度(平成30年度)の状況

472法人/20,838法人

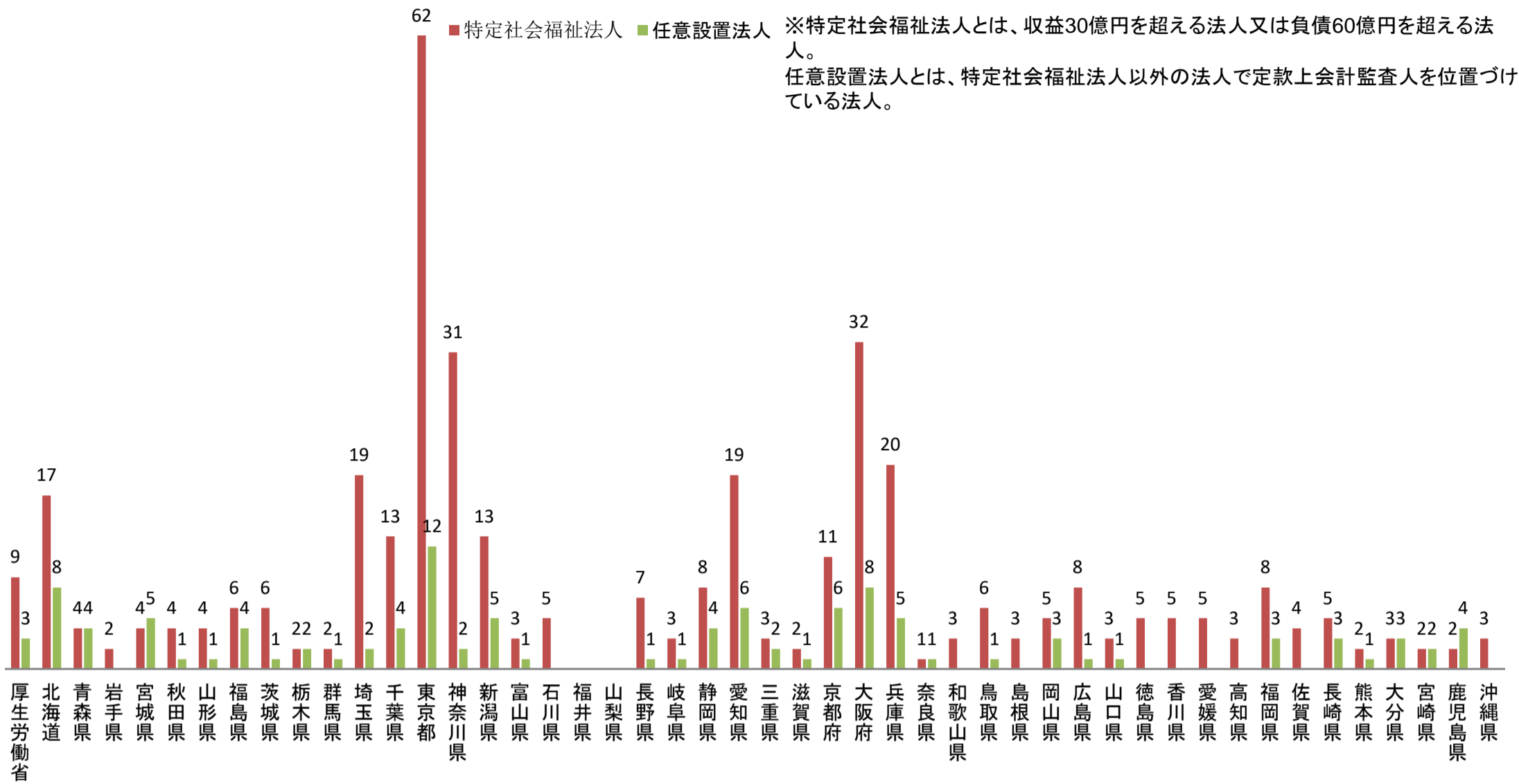


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典:厚生労働省福祉基盤課調べ

令和元年度（12月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

都道府県別会計監査人設置数一覧



出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

参考資料3

新「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」の実施

【要旨】

- 平成28年における社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性、非営利性を担保するために、全ての法人に対して「ガバナンスの強化」「財務規律の向上」「事業運営の透明性の向上」を図ることとされ、これらの取組の着実な実施が求められている。
- 「ガバナンスの強化」に伴う会計監査人の設置義務化により、大規模法人の適正な財務報告の質が制度上担保された一方で、社会福祉法人の多数を占める規模の小さい法人については、大規模法人と比べて、人員体制、ITシステムが脆弱なことなどから、財務報告について課題が多く、小規模法人の財務報告の質を確保する必要性が指摘されている。
- 小規模法人における財務会計処理については、日常発生する取引の処理方法についての誤り等、所轄庁による指導監督の徹底やマニュアルの周知徹底のみでは是正しきれない部分がある。
- こうした状況を踏まえ、小規模法人の財務会計に関する事務処理体制の強化を図るため、令和2年度予算案において、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」の開催に必要な経費を計上するもの。
本研修事業の実施により、日常発生する取引の処理の適正化を図るとともに、各小規模法人間の交流、情報交換を促進する。

【事業内容】

- 小規模法人の担当者（理事や監事含む）等を対象に、全国を8ブロックに分け、次のようなカリキュラムにより、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」を開催する。

カリキュラム	
社会福祉法人の組織運営について（講義）	0.5h
社会福祉法人の財務会計について（講義）	0.5h
小規模法人の財務会計の事務処理体制について（講義）	2h
社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制における課題について（演習）	3h

【令和2年度予算額(案)】

(目) 保健福祉調査委託費 **6,740千円** ← 令和元年度予算額：0千円

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 29 年 1 月 24 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 2 1 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 4 5 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 1 6 8 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 2 8 号）第 6 条の 1 3 から第 6 条の 2 2 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 29 年 1 月 24 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 2 1 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 4 5 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 1 6 8 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 2 8 号）第 6 条の 1 3 から第 6 条の 2 2 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>

<p>人等関係各方面に周知願いたい。</p> <p>なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのご留意願いたい。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第 55 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 9 項並びに規則第 6 条の 13 関係）</p> <p>評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙 4 の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の 6 月 30 日までに、法第 59 条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。</p> <p>所轄庁においては、<u>社会福祉充実計画の意義を踏まえつつ</u>、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることも<u>勘案してを踏まえ</u>、次の内容について確認を行うこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合において、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当する内容となっていないか。</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p> <p>(別紙 1 - 参考①) 社会福祉充実計画記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資金計画</p> <p>① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。<u>なお、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする事業を行う場合にあっては、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当することはできないものであること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>人等関係各方面に周知願いたい。</p> <p>なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのご留意願いたい。</p> <p>また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第 55 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 9 項並びに規則第 6 条の 13 関係）</p> <p>評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙 4 の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の 6 月 30 日までに、法第 59 条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。</p> <p>所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであること<u>を踏まえ</u>、次の内容について確認を行うこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p> <p>(別紙 1 - 参考①) 社会福祉充実計画記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資金計画</p> <p>① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>
--	--

- 平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」について、以下の目的で検討を実施。
 - ① 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること
 - ② 今後更にその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること
 - ③ 地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること

「地域における公益的な取組」の現状と課題

- 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法人の本来の使命に基づき、これまでの実践の延長線上にあるものとして展開され、これまでも地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与してきている。
- 「地域における公益的な取組」は、単に社会福祉法に位置付けられた責務ではなく、社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化するものと再認識すべき。
- 今後、こうした実践について、地域共生社会の実現、包括的な支援体制の確立という視点から、見つめ直し、更なる価値や効果・成果を向上させた実践へと発展させていくことが重要である。
- 一方、「地域における公益的な取組は」、これまで、地域住民をはじめ社会にあまり伝わっていないため、自らの取組を積極的に情報発信し、社会福祉法人の存在意義をアピールし、社会福祉法人が向き合う地域課題を社会全体で共有する必要がある。

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践の方向性

- 複数の社会福祉法人が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進
- 市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉計画策定への参画等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進
- 上記取組により（見えなかった）地域課題を広報・発信、社会化し、地域住民とともに解決するシステムの構築 等

(出典) 平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書

自治体・社会福祉協議会関係者の皆さまへ

～包括的な支援体制の確立に向けた社会福祉法人との連携のススメ～

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿

社会福祉法人は地域共生社会の実現をめざしています!

- ◆ 全国各地の社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域共生社会の実現に向けた多様な実践を展開しています。

社会福祉法人の専門性と、複数法人間連携による総合力を発揮!

- ◆ 地域住民のライフステージやライフイベントに応じた福祉サービスを提供している社会福祉法人は、その専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進しています。

自治体、社協と社会福祉法人の一層の連携強化を!

- ◆ 市町村や社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現をめざし、包括的な支援体制を確立するうえで、社会福祉法人との連携を強化することが、ますます重要になります。

- 全国社会福祉協議会では、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、「地域における公益的な取組に関する委員会」を設置し、
 - ① 社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること、
 - ② 今後さらにその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること、
 - ③ 地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること、
 を目的に、検討を進めてまいりました。
- 現在、全国各地で展開されている、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果として、本委員会では、以下のとおり整理いたしました。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果

- 1 地域課題の把握・気づき・掘りおこし
 - ① 住民相互の交流の場、居場所づくり
 - ② 相談しやすい環境づくり
 - ③ 地域課題の発見と早期対応
- 2 制度の狭間にある課題に対する専門的、総合的な対応
- 3 職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上、人材の確保・定着
- 4 ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供
- 5 自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化
- 6 地域住民の理解促進
- 7 地域における災害支援体制の構築

自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化

- 自治体や社協においては、地域づくりに対する予算・人員が十分に確保されることが難しくなっている現状において、社会福祉法人の事業所や職員が参画することで、活動の活性化につながっています。
- また、自治体や社協の活動が活性化することにより、地域の居場所や交流の場が広がり、そこから地域課題やニーズなどをくみ取る機会が増え、ニーズや課題を踏まえた新たな地域づくりの活動展開につながっていくという相乗効果も生まれています。

事例

「地域福祉計画への参画と社会福祉法人連絡会の設立」

町の自治体と社協が、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定に際し、町内のすべての社会福祉法人との意見交換を行い、同計画に「社会福祉法人(事業者)としてやるべきこと」を明記し、公益的な取組を通じて地域福祉の担い手として位置づけた。
町社協は、地域住民と社会福祉法人とつながる場を設け、すべての法人で取組が展開される機会をつくることにも、自治体が声をかけ、町内の社会福祉法人連絡会を立ち上げ、多様な地域課題に共に取り組む包括的な支援体制の確立を進めている。

事例

「小学校と連携した福祉教育の実践」

近隣小学校へ子ども達に介護を学ぶ機会をつくってもらえるか打診をし、小学校の総合学習の時間として、施設の見学や、施設職員が学校を訪問する機会を設けてもらった。
施設見学時の質疑応答の時間では、子ども達からたくさんの質問があり、介護施設に興味を持っている様子が見えた。職員の学校訪問では、スライディングボード等の道具を使った移動介助の方法を楽しみながら学んでもらえた。
施設見学、学校訪問の後は、施設の夏祭りに遊びに来てくれたり、また、子ども達から機械浴の入浴体験をしたいとの希望があり、保護者付き添いで来訪し、機械浴の入浴体験をしてもらうなど、継続した福祉教育の場となっている。



地域における包括的な支援体制の確立

〈地域共生社会の実現〉

- 本委員会では、こうした社会福祉法人による実践の効果をさらに地域社会に波及させていくためには、地域住民をはじめ多様な機関との連携の輪を広げていくことが必要であり、とくに自治体、社会福祉協議会との連携・協働が必要不可欠であると考えております。
 - とくに、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定・改定への社会福祉法人関係者の参画や、地域づくりや福祉教育といった活動における協働、災害支援体制整備に向けた連携、生活困窮者支援に向けた連携など、多くの場面で、自治体や社協と社会福祉法人がより一層強固な連携関係を構築することが必要になっていきます。
 - 自治体、社協関係者におかれましては、以下の事例等をご参照のうえ、ぜひ地域の社会福祉法人との連携・協働を推進していただきまますようお願いいたします。
- ◆「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/20190322_koueki.pdf

事例

「町社協との協力・連携」

地元の町社協が実施する事業に積極的に協力することで、地域住民との関係が構築され、法人が実施する障害者支援に対する理解啓発と、社会福祉法人に対するイメージアップにつながり、地元地域住民の採用につながった。

また、社協など様々な機関とつながることで、自分の仕事の広さや役割を再確認することができ、職員の職業意識の醸成やモチベーションの向上につながり、定着率の向上にも寄与している。定着率の向上により職場全体としての業務の習熟度もあがることで効率化から余力も生まれ、さらに新たな地域に向けて取組の展開に発展する相乗効果が見られる。

事例

「ユニバーサル就労支援による新たな雇用の創出」(認定就労訓練事業)

ひきこもりや長年のブランクにより自力では就職にたどり着けない人、障害認定は受けていないが何らかの障いのある人、コミュニケーションや対人関係に不安が強い人など、「働きたいけど働けずにいる人」に対して、福祉施設での実習を通じて自信をつけ、社会性や仕事の遂行力を身に付け、一般企業への就職、社会福祉法人での就労など、多様な働き方を支援している。

「働きたいけど働けずにいる人」には、相談すること自体に抵抗があったり、多岐にわたる複雑な課題を抱えていることも多く、就労支援を通じて気軽に相談できる関係をつくり、把握した課題については、自治体、社協、自立相談支援機関などと連携し、認定就労訓練事業として、一人ひとりの課題や背景に応じた柔軟な支援を展開している。

- 自治体においては、社会福祉にかかる諸施策を推進するうえで、地域住民のライフステージやライフイベントに応じた福祉サービスを提供している社会福祉法人との連携は不可欠ですが、今後、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を確立するうえでも、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進している社会福祉法人との連携を強化することが、ますます重要になるものと考えられます。
- 社協においても、地域福祉を推進するうえで、地域共生社会の実現をめざした体制を確立することが求められますが、一方で、財源や人員体制を確保することが困難な状況にあるなか、施設・設備、専門人材、ノウハウ等の経営資源を有する社会福祉法人との連携を積極的に推進することが、ますます必要となってきます。
- 自治体や社協関係者にとって、今後、「地域づくり」の視点から「地域における公益的な取組」を推進する社会福祉法人との連携強化に向けて、ぜひ積極的なお取り組みをお願いします。

地域における災害支援体制の構築

- 日頃から地域住民や自治体、社協と顔の見える関係を構築していることで、災害が起こったときにもスムーズに連携する体制構築が進められています。
- また、社会福祉法人の職員を災害ボランティアとして派遣したり、複数法人間での連携により、入所者のみならず地域の要配慮者の支援に取り組むなど、地域における災害支援の実践を担っています。

事例

「災害ネットワークや連携体制の構築」

社会福祉法人が地元の町社協への事業に協力するなかで、自治体、社協、町内のすべての法人が参画する防災ネットワークの構築につながった。

発災時の地域住民に対する支援方針をあらかじめ共有するとともに、法人職員を災害ボランティアとして派遣できる体制をつくった。

事例

「災害時の法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業」

県域における複数法人間連携の一環として、災害時に、福祉避難所に対し、参画法人・施設から必要人材を派遣するとともに、福祉避難所に避難している要援護者の移送・受入を行う体制を構築した。

また、法人・施設の被災状況を把握し、入所者に対する避難等の支援を行うとともに、生活物資等の提供や支援職員の派遣を行う。

- 社会福祉法人は、地域における公益的な取組として、地域の子育て家庭に対する相談支援や高齢者に対する見守り・安否確認など、保育所や特別養護老人ホームといった本来の社会福祉事業の延長線にある取組をベースにしつつ、地域共生社会の実現にめざし、「地域づくり」に向けた取組を推進しています。

「地域づくりに向けた取組例」

	地域づくり	主な取組例
①	まちおこし	◆夏祭り等、イベントの開催による住民間のつながりの再構築 ◆休耕地を活用した野菜栽培とカフェの開催による地域交流 ◆高齢者が進行するニュータウンでの集いの場の運営 など
②	産業振興	◆働き手が少ない商店街との連携による就労支援 ◆商店街の空きスペースを活用したサロン活動 ◆ユニバーサル就労支援による新たな雇用の創出 など
③	交通インフラ	◆公共交通機関がない地域での移動支援 ◆買い物支援 ◆配食サービス など
④	住まい	◆居住支援法人としての住まいの確保 ◆刑余者の自立支援に向けた自立準備ホームの登録 ◆DV被害者の緊急一時保護(シェルター)の実施 など
⑤	災害支援	◆災害支援ネットワークによる避難所支援 ◆施設入所・要援護者等に対する支援 ◆法人職員による災害ボランティア活動 など

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928

※本パンフレットは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

社会福祉法人関係者の皆さまへ

～包括的な支援体制の確立に向けて「地域における公益的な取組」のさらなる展開を～

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿

「地域における公益的な取組」の積極的な発信を!

- ◆社会福祉法人においては、多様な取組を展開しているにも関わらず、地域における公益的な取組として認識されず、十分な発信をしていない状況も見受けられます。
 - ◆その結果、社会福祉法人の姿が、地域住民をはじめ社会にきちんと伝わっていない側面があるため、自らの取組を積極的に情報発信し、社会福祉法人の存在意義をPRし、社会福祉法人が向き合っている地域課題を社会全体で共有しましょう!
- ※P.4の一覧をご参照いただき、必ず現況報告書に記載いただくとともに、あらゆる機会に社会に発信していきましょう。

「地域における公益的な取組」により地域共生社会の実現を推進しましょう!

- ◆これまでの実践の延長線上で展開されている多様な取組が、地域共生社会の実現に寄与していることを再認識し、地域での包括的な支援体制の構築に向けて、取組のさらなる拡充をめざしましょう!

複数法人間連携とともに、自治体や社協との一層の連携強化を!

- ◆個々の法人の専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進しましょう!
- ◆市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立をめざしましょう!

- 全国社会福祉協議会では、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、「地域における公益的な取組に関する委員会」を設置し、
 - ①社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること、
 - ②今後さらにその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること、
 - ③地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること、
 を目的に、検討を進めてまいりました。
- 現在、全国各地で展開されている、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果として、本委員会では、以下のとおり整理いたしました。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の社会的な効果、成果

- #### 1 地域課題の把握・気づき・掘り起こし

 - ①住民相互の交流の場、居場所づくり
⇒カフェの開催等による地域住民が気軽に立ち寄れる居場所をつくることで、社会福祉法人と地域住民あるいは地域住民どうしのつながりの構築を回っています。
 - ②相談しやすい環境づくり
⇒地域行事への参加を通じて、地域住民との日常的な関係をつくり、気軽に相談しやすい環境をつくっています。
 - ③地域課題の発見と早期対応
⇒通常業務などを通じて、地域住民との積極的に関わる機会があることから、地域課題の発見と早期対応に取り組んでいます。
- #### 2 制度の狭間にある課題に対する専門的、総合的な対応

⇒社会福祉法人が有する施設・設備や専門人材等を活用した専門的な支援を実践するとともに、複数法人間の連携や自治体・社協等とのネットワークを構築することで、個々の専門性をつなぎ合わせ、総合的、包括的な支援を展開できる体制を確立しています。
- #### 3 職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上、人材の確保・定着

⇒地域課題に向き合っている社会福祉法人では、これまで施設内でのケアワークを中心としていた職員がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割を担うことで、成長の機会になるとともに、職場の活性化にもつながっています。
- #### 4 ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供

⇒社会福祉士養成校等と連携し、「地域における公益的な取組」の展開場面に実習プログラムに位置づけ、ソーシャルワーカーの養成に取り組んでいます。
- #### 5 自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化

⇒社会福祉法人が自治体や社協等との連携を進めることで、地域課題やニーズなどをくみ取る機会が増え、ニーズや課題を踏まえた新たな地域づくりの活動展開につながっています。
- #### 6 地域住民の理解促進

⇒地域住民の参画を促進したり、地域住民の活動に社会福祉法人が参画したり、相互に主体性を尊重しつつ、ともに連携して活動を展開することで、地域住民における地域共生社会の必要性に対する理解促進にもつながっています。
- #### 7 地域における災害支援体制の構築

⇒日頃から地域住民や自治体、社協と顔の見える関係を構築していることで、災害が起こったときにもスムーズに連携する体制構築が進められています。

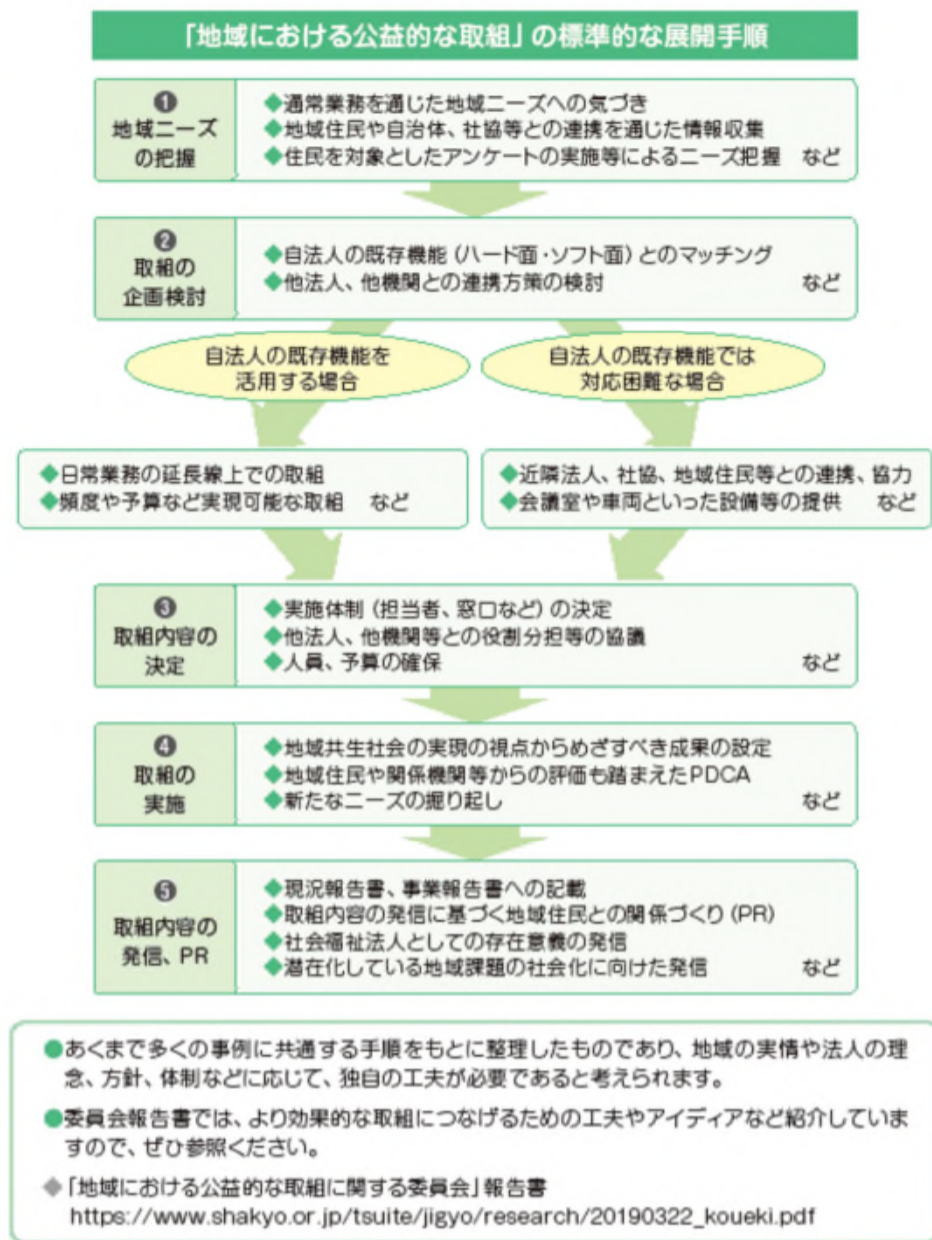
地域における包括的な支援体制の確立

〈地域共生社会の実現〉

- このような社会的な効果、成果を再認識し、あらためて各法人の取組が地域における公益的な取組を拡充・発展させるとともに、他法人や自治体、社協等との連携を強化し、地域住民等に対して積極的に発信していきましょう!

●本委員会では、これまでに収集した実践事例等を通じて、地域共生社会の実現に向けて、「地域における公益的な取組」を展開するうえでの標準的な手順について、以下のように整理しました。

「地域における公益的な取組」の標準的な展開手順



施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人では必ずいずれかの取組を実施しているはずですが！
 以下の取組例を参考に、現況報告書に記載し、積極的に発信しましょう！

施設種別/取組例	現況報告書での分類
種別共通 <input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成 <input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり <input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築 <input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援 <input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑤ 地域住民に対する福祉教育 ⑤ その他 ④ 地域の関係者とのネットワークづくり ① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など <input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援 開庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談 <input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する権利擁護支援 ⑤ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など <input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援 <input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉関係施設など <input checked="" type="checkbox"/> 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	⑦ 地域住民に対する福祉教育 ② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者福祉施設など <input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担軽減制度 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担減免	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援 ⑤ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動 ⑤ 既存事業の利用料の減額・免除
介護施設など <input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	① 地域の要支援者に対する相談支援 ④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新豊が関ビル
 TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928
 ※本パンフレットは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

参考資料6

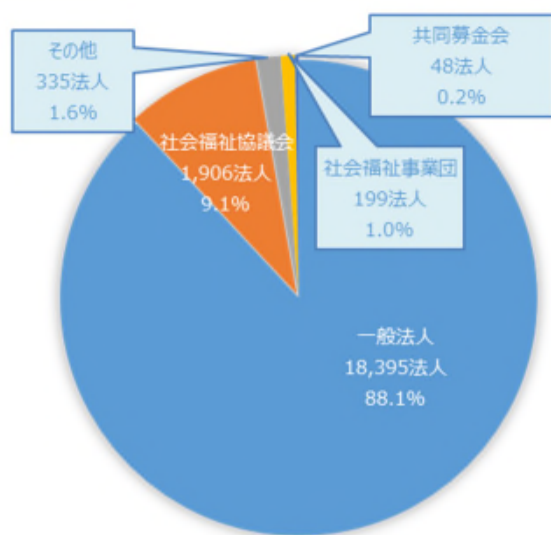
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度 運用スケジュール（全体イメージ）

区分	2020年																																						
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
社会福祉法人													入力シートのダウンロード(4月1日～)															システムから届出できません											
所轄庁													入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月30日)															システムから提供できません											
都道府県													入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月31日)															システムから提供できません											
福祉医療機構													入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月30日)															システムから提供できません											
													2020年度運用開始(4月1日)												2020年度の届出終了(10月末日予定)														
													データ更新等 ～3月31日																								データ更新等 ～3月31日		
													集約結果の公表 (2月中を予定)																										
													現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～10月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]																										

1-3.法人種別法人数

区分	法人数
一般法人	18,395
社会福祉協議会	1,906
社会福祉事業団	199
共同募金会	48
その他	335
合計	20,883

(前年度：20,813)



(N=20,883法人)

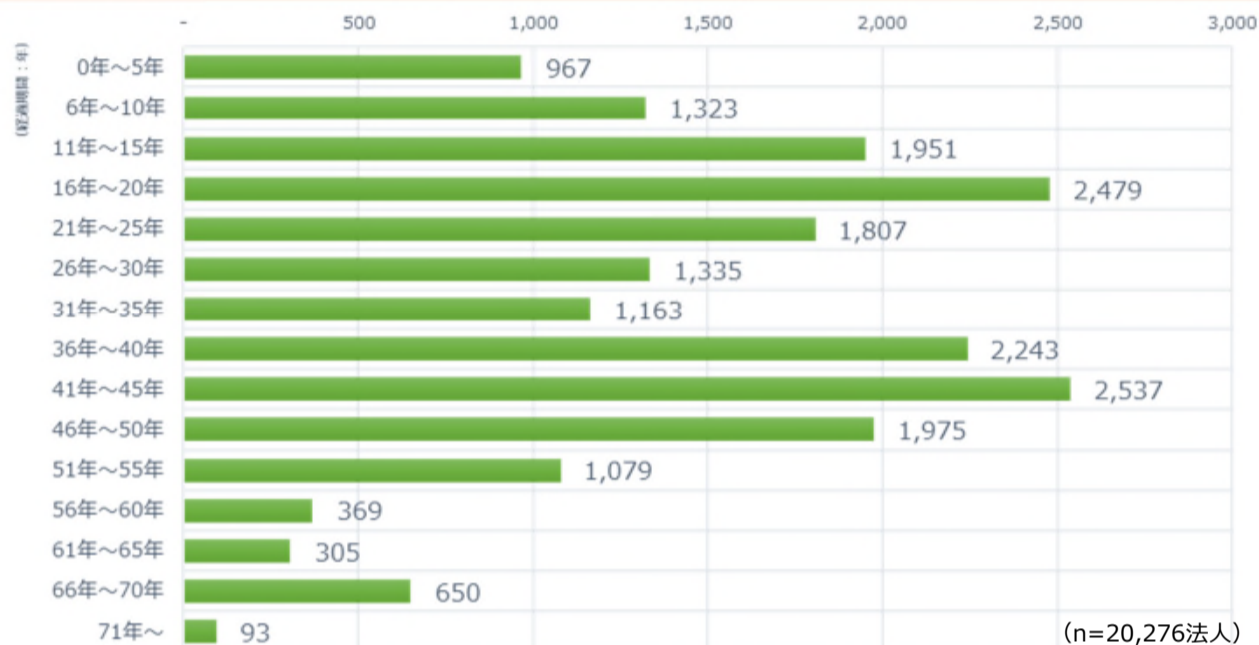
法人種別法人数

- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人(20,883法人:令和元年11月末現在)の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人(88.1%)が最も高く、次いで、社会福祉協議会(9.1%)、その他(1.6%)、社会福祉事業団(1.0%)、共同募金会(0.2%)と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

(法人数：法人)



(n=20,276法人)

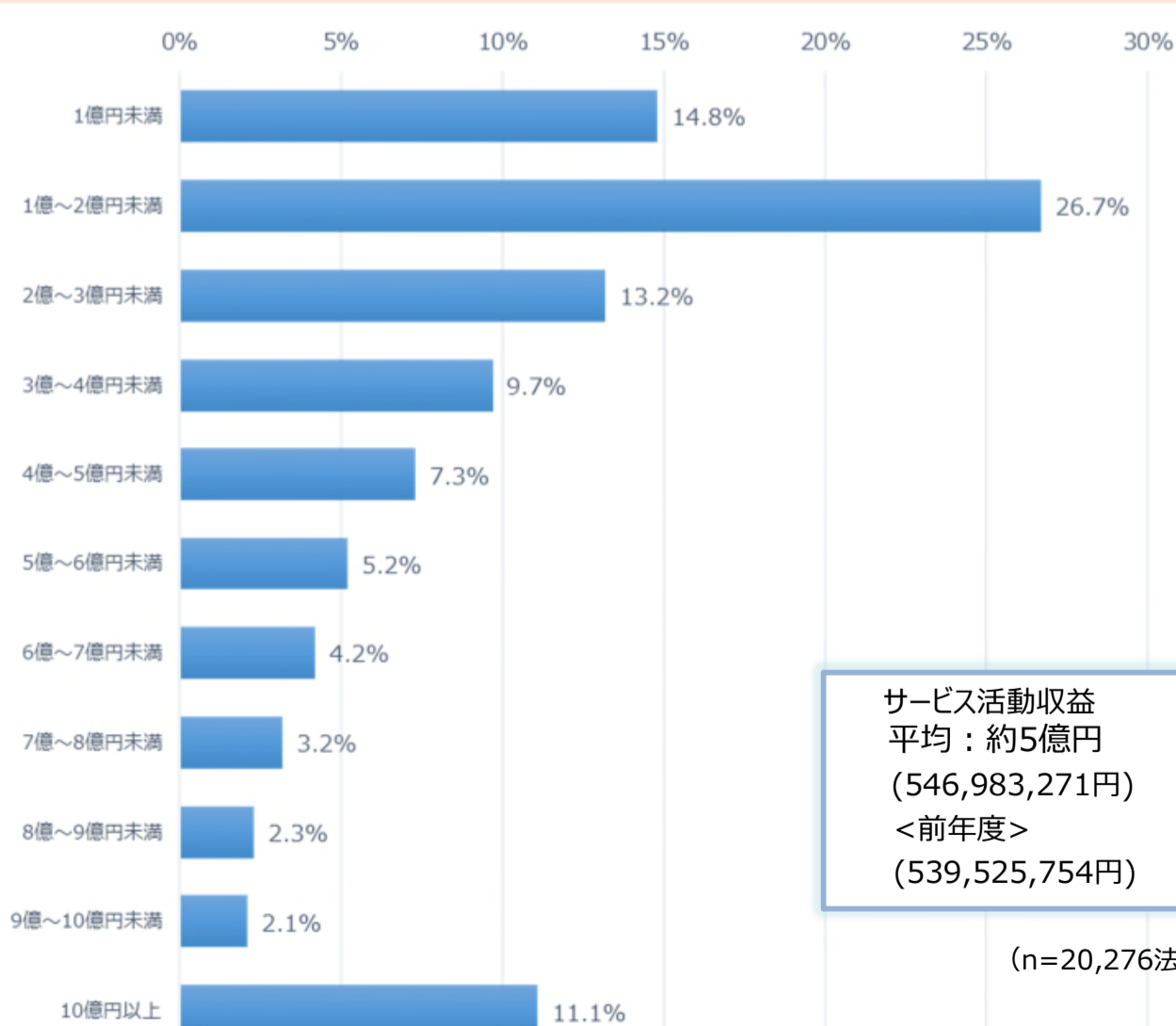
- ・41年～45年(2,537法人)が最も多く、次いで、16年～20年(2,479法人)、36年～40年(2,243法人)と続いている。

現況報告書等の集約結果について (2)

※データは平成30年度社会福祉法人電子開示システムに基づく。

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



(n=20,276法人)

- ・1億～2億円未満(26.7%)が最も多く、次いで、1億円未満(14.8%)、2億～3億円未満(13.2%)と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

サービス活動収益
平均：約5億円
(546,983,271円)
<前年度>
(539,525,754円)

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ **社会福祉法人の連携・協働化の方法**

① **社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携**

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② **社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設**

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

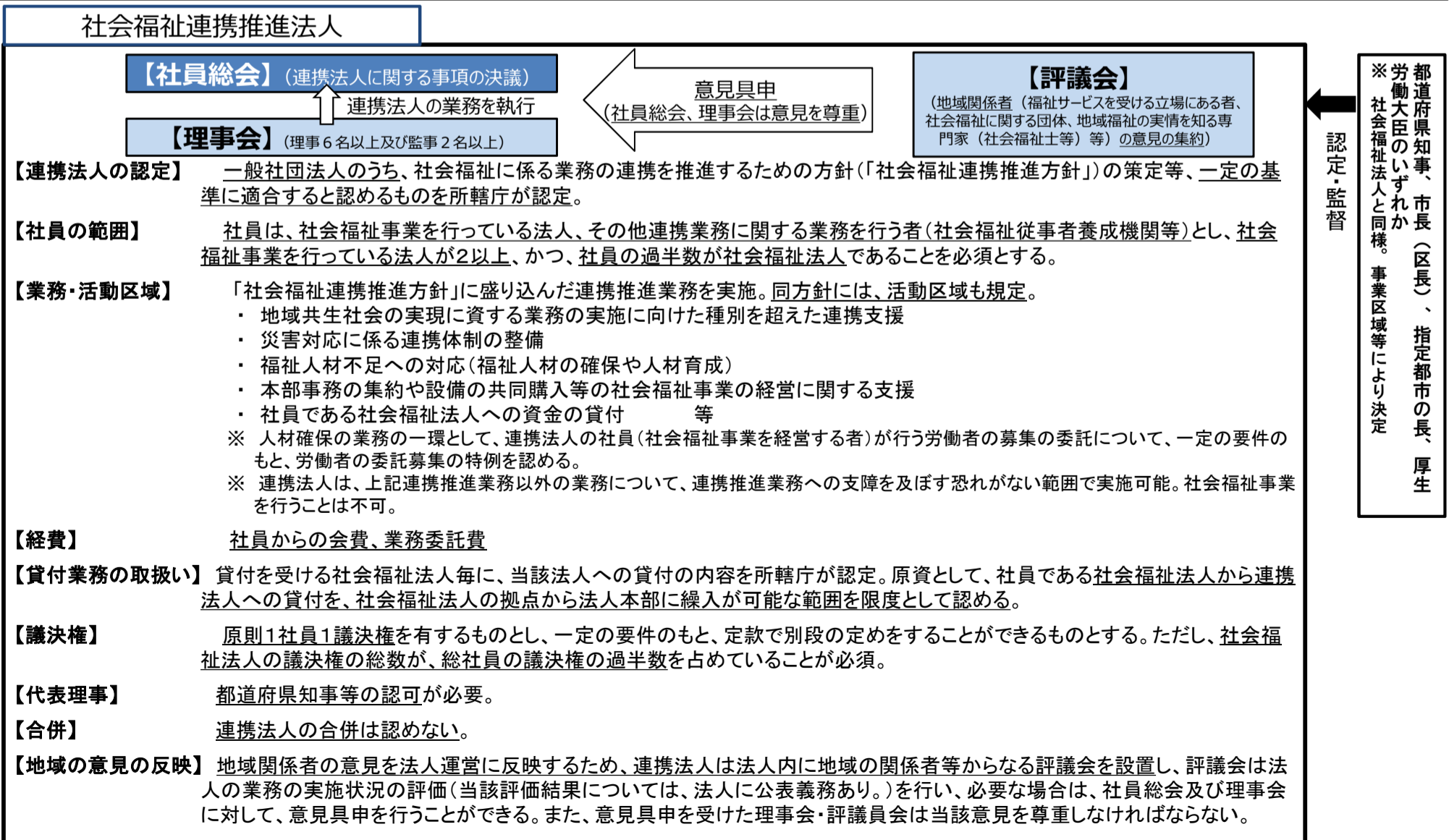
③ **希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備**

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ **連携・協働化に向けた今後の課題**

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」等に加え、社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

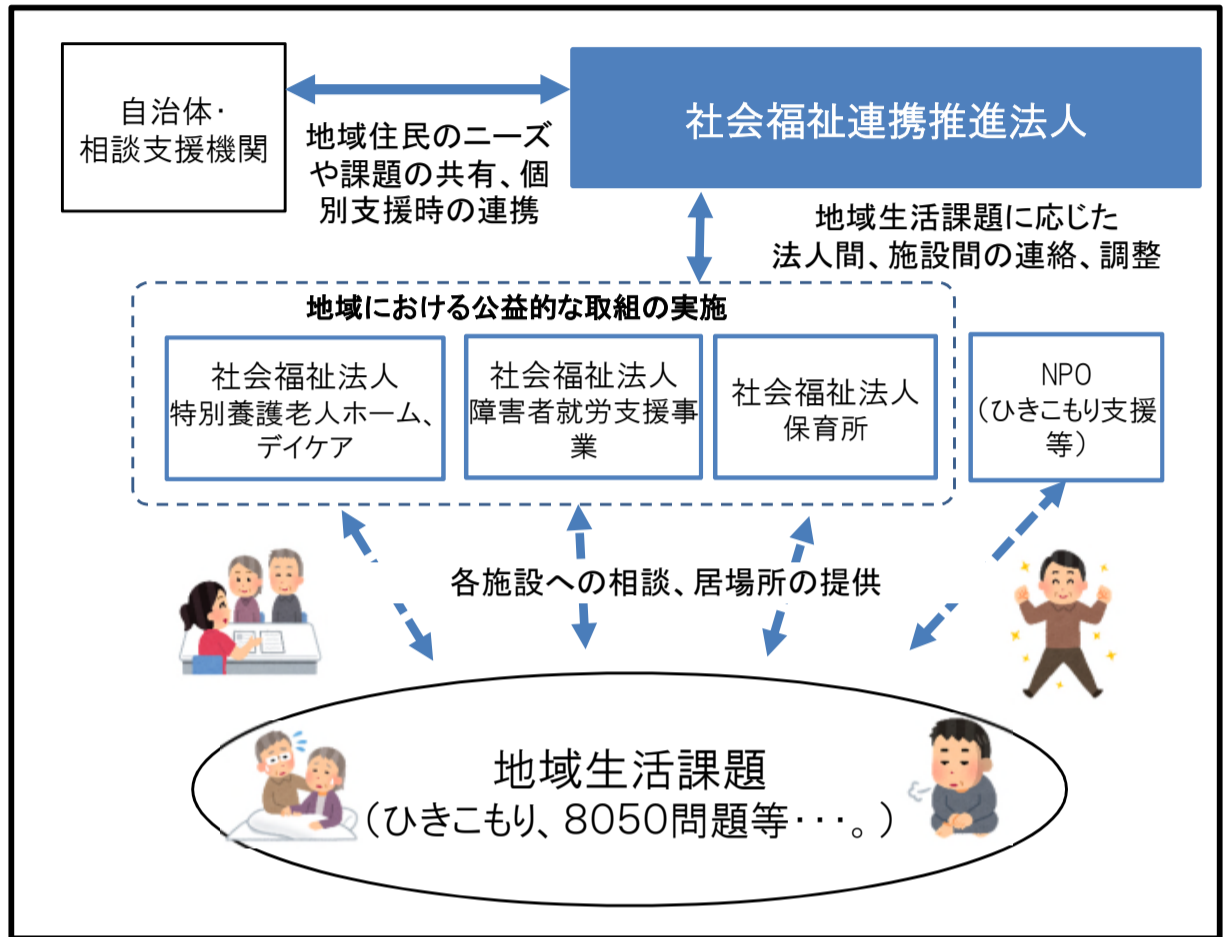
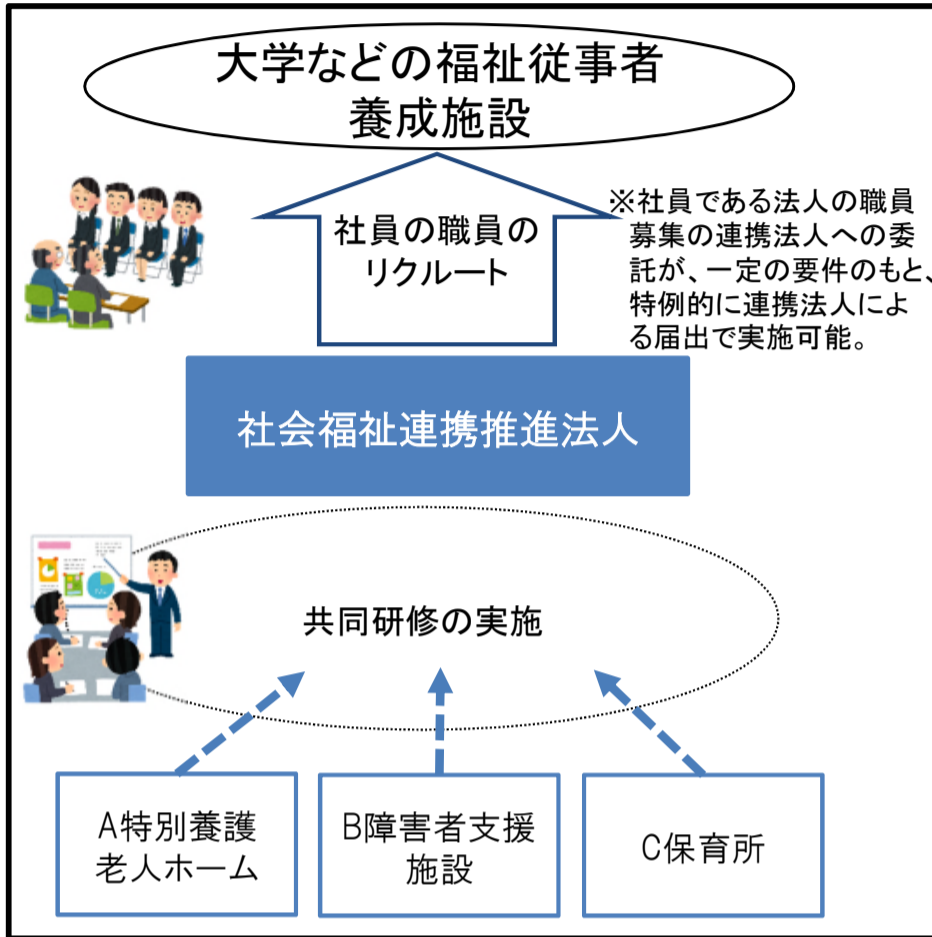


社会福祉連携推進法人の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。

(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



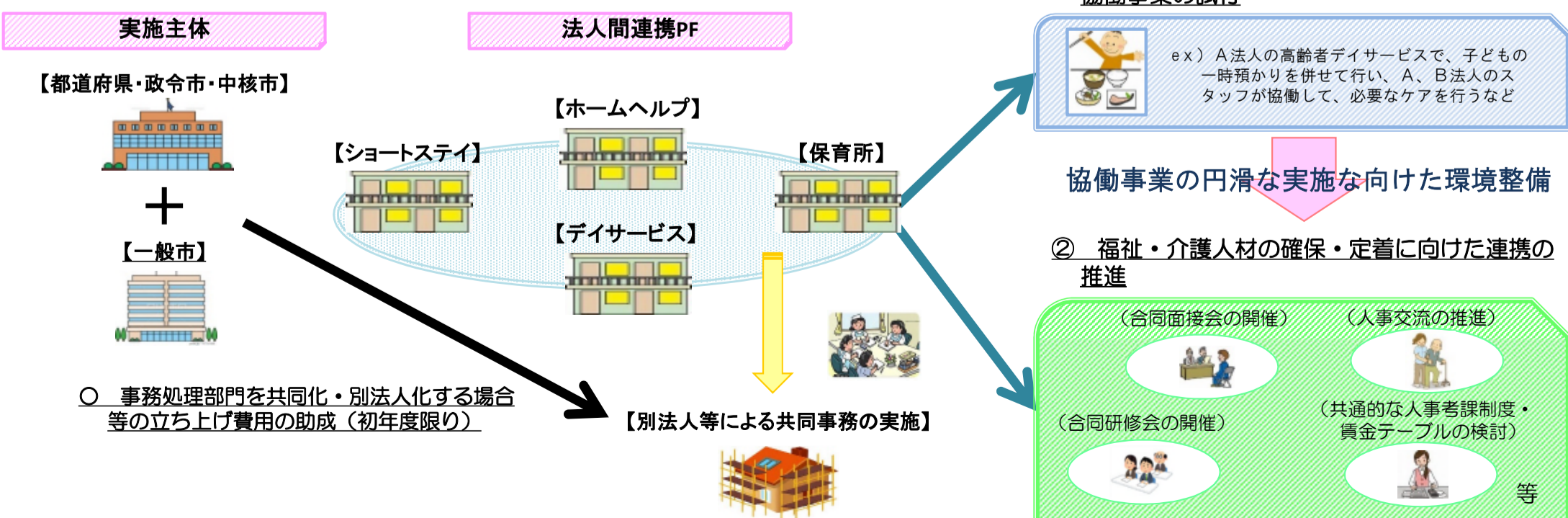
参考資料10

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」

【要旨】 〔令和2年度予算額(案)：1,228,180千円（1,228,180千円）（(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、令和元年度予算においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは、37都府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは、26府県

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)		石川県	○		岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	○
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	◎	滋賀県	○	年度内設置予定	佐賀県	来年度構築予定	来年度設置予定
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	○	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○		島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験がある。

2020年1月31日現在 厚生労働省調べ

事務連絡
平成30年10月19日

各都道府県
指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省労働省健康局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれは、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、一般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

（別添1）

点検対象施設

1. 高齢者関係施設
 - (1) 老人短期入所施設
 - (2) 養護老人ホーム
 - (3) 特別養護老人ホーム
 - (4) 軽費老人ホーム
 - (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
 - (6) 生活支援ハウス
 - (7) 介護老人保健施設
 - (8) 介護医療院
 - (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (11) 有料老人ホーム
 - (12) サービス付高齢者向け住宅
2. 障害児者関係施設
 - (1) 障害者支援施設
 - (2) 福祉型障害児入所施設
 - (3) 医療型障害児入所施設
 - (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
 - (5) 短期入所事業所
 - (6) 療養介護事業所
 - (7) 宿泊型自立訓練事業所
3. 児童関係施設
 - (1) 助産施設
 - (2) 乳児院
 - (3) 母子生活支援施設
 - (4) 児童養護施設
 - (5) 児童心理治療施設
 - (6) 児童自立支援施設
 - (7) 児童自立生活援助事業所
 - (8) 小規模住居型児童養育事業所
 - (9) 婦人保護施設
 - (10) 婦人相談所一時保護施設
 - (11) 児童相談所一時保護施設
 - (12) 保育所・認定こども園

(13) 小規模保育事業所

(14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）

(15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

(1) 救護施設

(2) 更生施設

(3) 宿所提供施設

(別添2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。

- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるような性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

＜飲料水関係＞

・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

＜汚水・下水関係＞

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。

・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。

・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役員間等で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。

・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

参考資料13

○都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	290
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	248
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	269
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	137
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	83
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	59
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	119
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	84
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	223
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	127
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	436
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	859
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	33,309
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	2,768
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	222
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	94
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	219
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	85
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	68
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	415
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	259
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	475
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	1,154
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	248
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	88
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	2,991
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	1,082
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	794
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	45
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	65
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	375
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	62
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	92
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	239
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	253
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	53
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	62
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	224
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	38
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	205
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	42
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	182
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	468
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	169
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	71
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	162
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	67
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	50,079

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	平成30年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	平成30年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	498	7,891	6.31%	6,365
	養護老人ホーム	36	959	3.75%	581
	軽費老人ホーム	33	2,302	1.43%	458
	訪問介護	70	35,311	0.20%	1,206
	通所介護	179	23,597	0.76%	3,005
	小規模多機能居宅介護	81	5,342	1.52%	911
	認知症対応型共同生活介護	480	13,346	3.60%	5,160
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	8	23,074	0.03%	26
	生活介護	147	7,275	2.02%	1,078
	自立訓練（機能訓練）	0	428	0.00%	11
	自立訓練（生活訓練）	2	1,374	0.15%	56
	就労移行支援	27	3,471	0.78%	154
	就労継続支援（A型）	13	3,776	0.34%	98
就労継続支援（B型）	169	11,041	1.53%	1,261	
共同生活援助	145	7,590	1.91%	383	
障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	181	2,549	7.10%	1,368	
多機能型	136	—	—	920	
児童	保育所	1,648	23,573	6.99%	14,238
	幼保連携型認定こども園	41	5,137	0.80%	143
	地域型保育事業	4	3,719	0.11%	13
	その他保育事業	234	—	—	1,009
	児童養護施設 ※3	137	605	22.64%	2,096
	乳児院 ※3	28	140	20.00%	403
	児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設） ※3	7	46	15.22%	98
	児童自立支援施設 ※3	8	58	13.79%	133
	母子生活支援施設 ※3	40	227	17.62%	696
	自立援助ホーム ※3	13	154	8.44%	68
	ファミリーホーム ※3	1	347	0.29%	3
	児童館	6	4,541	0.13%	41
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	15	528	2.84%	78
	医療型児童発達支援センター	8	99	8.08%	35
	児童発達支援事業	15	5,981	0.25%	50
	放課後等デイサービス	31	11,301	0.27%	72
	障害児多機能型	14	—	—	44
	障害児入所施設（福祉型）	24	263	9.13%	109
	障害児入所施設（医療型）	7	212	3.30%	55
厚生	婦人保護施設	2	46	4.35%	72
	救護施設	22	186	11.83%	270
他	その他 ※4	413	—	—	5,475
	合計	4,923	—	—	50,079

※1 全国施設数は、

「平成29年社会福祉施設等調査報告」（平成29年10月1日現在）、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」（平成29年10月1日現在）、
「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日現在）」における保育所数、「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」、
「認定こども園に関する状況について（平成31年4月1日現在）」における幼保連携型認定こども園数、
「社会的養育の推進に向けて（平成31年1月）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	1	5	1	0	11	0	0	0	0	1	19
2	青森県	0	3	16	0	0	0	0	0	0	0	19
3	岩手県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
4	宮城県	0	9	0	2	0	0	0	0	0	0	11
5	秋田県	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	11
6	山形県	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	9
7	福島県	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	9
8	茨城県	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	10
9	栃木県	11	16	0	0	0	0	0	0	0	0	27
10	群馬県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	7
11	埼玉県	8	16	0	0	11	0	0	0	0	2	37
12	千葉県	1	53	2	0	19	1	0	0	0	1	77
13	東京都	232	1,782	13	74	803	195	2	49	6	89	3,245
14	神奈川県	36	150	0	2	121	7	0	2	0	7	325
15	新潟県	0	21	0	0	0	0	0	1	0	0	22
16	富山県	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17	石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
18	福井県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	45	21	0	0	0	0	1	0	0	3	70
21	岐阜県	10	18	0	2	7	0	0	0	0	0	37
22	静岡県	9	33	0	0	0	0	0	0	1	0	43
23	愛知県	13	86	1	0	16	0	0	0	0	2	118
24	三重県	2	23	0	1	1	0	0	0	0	0	27
25	滋賀県	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	11
26	京都府	3	157	16	17	30	5	0	7	2	3	240
27	大阪府	2	86	0	1	11	0	0	0	0	0	100
28	兵庫県	6	51	1	2	2	1	0	1	0	0	64
29	奈良県	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5
30	和歌山県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
31	鳥取県	3	30	0	2	6	0	0	1	0	0	42
32	島根県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
33	岡山県	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	13
34	広島県	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	34
35	山口県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
36	徳島県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
37	香川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	6	7	2	0	1	0	0	0	0	0	16
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10
41	佐賀県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
42	長崎県	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19
43	熊本県	0	36	2	0	0	0	0	0	0	1	39
44	大分県	0	5	0	0	0	1	0	2	0	0	8
45	宮崎県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
46	鹿児島県	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1	6
47	沖縄県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	7
全国合計受審数		410	2,766	55	104	1,043	223	3	64	9	116	4,793

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の130件は含まない

参考資料14

○苦情受付件数(平成12年度～平成30年度)

(件)

都道府県	30年度			29年 度	28年 度	27年 度	26年 度	25年 度	24年 度	23年 度	22年 度	21年 度	20年 度	19年 度	18年 度	17年 度	16年 度	15年 度	14年 度	13年 度	12年 度	累計
	初回	継続	計																			
北海道	73	51	124	160	163	149	139	146	117	140	89	107	106	85	93	69	62	49	46	51	8	1,903
青森県	4	23	27	36	36	53	56	46	50	40	41	36	26	27	34	36	25	23	18	21	0	631
岩手県	9	42	51	60	62	30	26	33	20	10	15	26	17	36	23	36	33	28	20	18	4	548
宮城県	2	31	33	40	50	38	46	50	42	53	33	55	77	48	62	48	28	41	15	8	6	773
秋田県	12	21	33	27	27	41	29	32	27	30	37	29	28	23	47	35	60	69	56	15	4	649
山形県	19	12	31	50	31	28	27	52	18	28	20	22	32	24	15	21	37	36	21	13	5	511
福島県	36	12	48	38	35	35	41	33	35	31	38	44	57	55	36	28	25	32	13	11	1	636
茨城県	48	30	78	68	66	64	53	64	58	55	84	69	14	16	20	22	24	31	37	18	3	844
栃木県	59	5	64	50	46	48	32	45	34	29	43	41	54	55	39	48	34	47	26	32	3	770
群馬県	50	12	62	49	26	35	34	36	26	35	55	39	46	51	42	40	39	41	48	10	3	717
埼玉県	20	36	56	53	68	65	83	57	60	81	88	42	53	92	79	109	105	113	68	57	39	1,368
千葉県	92	141	233	250	271	290	252	260	244	161	147	93	114	109	107	135	101	129	57	65	24	3,042
東京都	743	10	753	654	789	819	889	760	766	438	395	398	431	377	320	410	308	229	90	59	5	8,890
神奈川県	57	73	130	120	122	131	154	107	95	94	100	95	87	86	90	101	75	85	77	73	36	1,858
新潟県	45	1	46	39	48	65	69	72	70	61	39	39	33	44	53	40	37	33	27	23	2	840
富山県	25	0	25	18	22	24	33	21	18	7	7	9	16	35	16	12	20	23	10	7	0	323
石川県	22	0	22	19	22	25	25	28	12	19	31	20	24	14	16	14	9	11	11	11	4	337
福井県	28	1	29	32	24	28	27	33	45	34	34	26	18	34	37	25	38	29	7	17	6	523
山梨県	14	0	14	13	8	10	9	6	9	18	8	12	11	7	8	4	10	5	14	9	0	175
長野県	19	37	56	62	54	56	44	69	63	40	57	63	55	50	54	61	47	25	28	36	18	938
岐阜県	108	0	108	71	43	55	39	55	44	24	18	33	35	27	32	38	38	32	25	21	1	739
静岡県	72	0	72	71	31	73	53	28	34	30	35	57	54	73	59	64	42	14	22	6	0	818
愛知県	176	0	176	187	158	176	161	155	122	118	125	89	87	90	70	86	72	56	60	67	28	2,083
三重県	93	21	114	118	123	132	110	84	70	65	50	37	35	14	16	22	27	50	19	30	8	1,124
滋賀県	11	10	21	37	24	37	39	23	14	26	21	25	33	41	41	42	44	34	35	56	35	628
京都府	91	70	161	97	109	196	148	99	113	135	108	82	70	63	77	63	78	65	40	27	3	1,734
大阪府	382	68	450	416	456	334	280	264	275	249	204	214	198	202	185	183	166	261	235	151	25	4,748
兵庫県	140	85	225	183	184	139	84	154	137	91	82	65	77	59	83	67	78	82	42	31	35	1,898
奈良県	24	5	29	34	34	57	39	48	50	38	30	27	32	15	24	16	26	18	18	13	5	553
和歌山県	27	1	28	26	30	33	28	35	25	26	43	41	33	48	55	44	40	22	24	11	7	599
鳥取県	25	20	45	46	28	30	34	110	48	31	23	22	15	22	37	23	29	11	11	12	1	578
島根県	19	0	19	17	27	18	21	24	21	22	14	16	24	21	24	24	40	66	31	16	5	450
岡山県	19	5	24	41	34	44	25	25	13	26	33	33	17	27	27	46	31	27	25	20	13	531
広島県	36	6	42	99	80	75	73	49	46	27	6	21	25	35	36	44	49	46	33	41	12	839
山口県	81	14	95	91	59	60	50	59	37	33	34	31	39	36	29	38	28	28	48	61	34	890
徳島県	22	0	22	21	55	28	33	33	19	21	11	17	40	21	20	26	26	28	29	29	0	479
香川県	12	20	32	38	32	37	27	12	13	14	18	25	33	30	20	33	35	31	26	25	18	499
愛媛県	19	7	26	13	16	27	18	24	18	24	29	20	51	39	54	44	41	37	38	20	14	553
高知県	8	0	8	23	23	21	25	38	13	24	20	15	16	15	21	18	14	36	23	12	8	373
福岡県	287	32	319	273	249	239	220	260	166	156	124	121	119	116	112	110	101	88	47	35	12	2,867
佐賀県	24	21	45	43	43	39	25	11	6	17	12	10	14	13	15	12	28	29	14	7	2	385
長崎県	16	8	24	30	44	32	34	33	45	40	53	48	41	66	66	39	42	65	16	16	6	740
熊本県	70	1	71	69	69	59	76	45	30	32	51	41	56	58	66	53	49	28	13	4	5	875
大分県	36	0	36	45	38	16	42	40	36	45	26	27	28	27	23	28	11	23	18	20	3	532
宮崎県	17	5	22	24	12	28	19	37	27	12	15	6	10	5	23	39	29	18	13	11	1	351
鹿児島県	23	50	73	78	91	50	47	35	46	53	49	28	32	45	49	15	37	14	12	10	7	771
沖縄県	69	30	99	88	81	71	73	60	53	62	58	30	41	42	60	60	46	44	36	29	2	1,035
合計	3,284	1,017	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,446	2,554	2,518	2,515	2,571	2,364	2,332	1,642	1,335	461	53,948

※累計は12～30年度